

アートにまつわる 権利のきほん Part5

講演会&法律相談会

参加無料
相談無料

講演会

令和8年9月1日(火)13:30~15:30 受付 13:00~

募集人数:50名程度 ※定員になり次第、締め切ります。

個別法律相談会

① 令和8年9月1日(火)15:45~17:00 定員:4名

② 令和8年9月2日(水) 9:00~10:15 定員:2名

※相談は1人30分程度です。

こんなこと聞いても
いいの?

お気軽にご相談ください!



講演会・法律相談会

講師：三浦 友美（みうらともみ）氏

弁護士（広島弁護士会、田村法律事務所）

広島県アートサポートセンター

ひゆるる協力委員。

法律の専門家の立場から、
障がいのある人のアート活動に
関する権利や意思確認について
アドバイスしています。



法律相談会

射場 和子（いばかずこ）氏

弁護士（愛媛弁護士会、ひめはな法律事務所）

愛媛県障がい者アートサポート

センター協力委員。

法律の専門家の立場から、
障がいのある方の権利保護などに
かかわっています。



アートにまつわる権利のきほん Part5

昨年度も好評いただいた、弁護士：三浦友美氏によるアート活動に関する権利についての研修 Part5 です。

法律の専門家の立場から、障がい者アートの売買や、二次利用での販売の際に、売る側、買う側が、それぞれ押さえておくべきポイント、気をつけておきたいポイントをノウハウや事例を交えて、具体的にご講話いただきます。

又、今回も三浦弁護士に加えて、愛媛県在住の射場和子弁護士にご協力いただき、個別の法律相談会を開催、現場の方々の疑問や悩みの解決をサポートしていきます。

講演会：令和 8 年 9 月 1 日（火）13:30～15:30（受付 13:00～）

講 師：三浦友美氏

会 場：愛媛県身体障がい者福祉センター2 階 大会議室

参加費：無料

定 員：50 名 ※先着順

※講演会で「障害のある方のアートに関する権利Q & Aハンドブック」の冊子を使用します。

これまでに講習会等に参加してお持ちの方はご持参ください。

お持ちでない方は、当日配布します。（無料）

個別法律相談会：

① 令和 8 年 9 月 1 日（火）15:45～17:00 定員：4 名

② 令和 8 年 9 月 2 日（水）9:00～10:15 定員：2 名

担当弁護士：三浦友美氏、射場和子氏

会 場：愛媛県身体障がい者福祉センター2 階 大会議室

相 談 料：無料

対 象 者：講演会の参加者の内、相談を希望される方

※相談内容により愛媛県障がい者アートサポートセンターで相談者を選定し、日程、担当弁護士を決定します。

申込方法：別紙申込用紙に必要事項をご記入いただき、郵送、FAX またはメールでお申し込みください。

※申込用紙は、愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページからダウンロードできます。

申込締切：令和 8 年 8 月 17 日（月）

主 催：愛媛県、愛媛県障がい者アートサポートセンター

お問合せ・申し込み：〒790-0843

松山市道後町2丁目 12 番 11 号 愛媛県障がい者アートサポートセンター

T E L: 089-924-2170

F A X: 089-996-8116

E - m a i l: art-support@ehime-swc.or.jp